

令和4年度弘前市不妊治療等費用助成事業 のお知らせ（保険適用分）

弘前市では、令和4年4月から保険適用となった不妊治療等を行う夫婦等に対し、その治療に係る自己負担分の一部を助成します。

助成の概要

助成を受けられることができる方

申請の時点で法律上の婚姻関係または事実婚の関係にある夫婦で、次のいずれにも該当する方

- ① 夫婦の両方又は一方が本市に住所を有し、居住の実態がある方
- ② 市税等の滞納がない方

助成の対象となる治療

保険が適用された以下の不妊治療等が対象となります。

- ① AIH治療（人工授精）
※治療実施時において、受診者の年齢が35歳以下の場合に限ります。
- ② 生殖補助医療（体外受精・顕微授精）

※①・②いずれの治療も、弘前市以外から、この助成金と同様の趣旨の助成金を受けた、または受ける治療については、対象から除きます。

助成対象経費

不妊治療等に要した経費のうち、保険適用となる治療費の自己負担分。

助成の額

1回の不妊治療等につき、助成対象経費から、医療保険各法に基づく高額療養費、付加給付等の額を控除した額の3分の2に相当する額。

※AIH治療については、同一夫婦において年度内6回まで申請可能です。

申請期限

令和5年3月31日まで。

※年度末に治療が行われ、申請期限までの申請が難しい場合、弘前市保健センター（☎37-3750）へご相談ください。

（裏面もあります）

申請から助成までの流れ

1. 高額療養費の限度額適用認定証の交付を受けます

加入している健康保険（社会保険、国民健康保険など）から**高額療養費の限度額適用認定証**の交付を受けてください。（AIH治療のみの場合は不要です。）

医療機関等でのお支払いは自己負担限度額までになります。

※高額療養費に該当しない場合や、申請が治療開始後となった場合でも、生殖補助医療に係る助成金の申請を予定している方は、高額療養費の限度額適用認定証が必要となりますので、必ず交付を受けて下さい。



2. 産婦人科・調剤薬局で治療費等を支払います

不妊治療等を受け医療機関等窓口で一部負担金をお支払いして下さい。

※不妊治療等を開始する際に交付される「**治療計画書**」の写しおよび、不妊治療等に係る「**領収書**」と「**医療費明細書**」を必ずもらって下さい。



3. 助成金の交付を申請します

助成金交付申請書（様式第1号）に**限度額適用認定証の写し、保険証の写し、治療計画書の写し、領収書と医療費明細書の写し、振込先がわかる書類（通帳の写し等）**、その他添付書類を添えて弘前市健康増進課（弘前市保健センター）に提出してください。（郵送も可）

審査終了後、助成金交付決定通知書及び交付額確定通知書を郵送し、ご指定の口座に助成金を振り込みます。

※申請用紙等は弘前市保健センターに備付しています。また、弘前市ホームページからもダウンロードできます。

※1回の不妊治療等につき、1枚の申請書が必要となります。

その他添付書類

以下に該当する方は、それぞれに掲げる書類も添付してください。

- (1) 不妊治療を受けたことに対する付加給付等がある場合
→付加給付等の額を確認できる書類の写し
- (2) 夫婦の一方が市外に住所を有する場合
→市外に住所を有する方の住民票
- (3) 夫婦が別世帯の場合（（2）の場合も含む）
→夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本等）
- (4) 事実婚の関係にある場合
→夫婦の両方の戸籍謄本と「事実婚の関係に関する申立書」

《申請窓口・問い合わせ先》

弘前市保健センター（弘前市健康こども部健康増進課） ☎ 37-3750